

かつうらみらい創生事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方創生総合戦略の趣旨を踏まえ、住民が自主・自発的に行う、勝浦町のまちづくりに役立つ公益的な事業に対し、経費の一部を町が補助することにより、住民の考える住みよい町づくりへの思いや提案を実現させることを目的として、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。また、その交付については、勝浦町補助金交付規則（平成7年勝浦町規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(提案者)

第2条 かつうらみらい創生事業（以下「公募事業」という。）に応募することができる団体は、次の全ての要件を満たす団体とする。

- (1) 5名以上で構成されている団体（法人格の有無は問わない）であること。
- (2) 主として町内で活動を行う団体であること。
- (3) 宗教活動、政治活動を目的とした団体ではないこと。
- (4) 公募事業に応募しようとする団体（以下「応募団体」という。）の構成員に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員がいないこと。
- (5) 事業完了後に活動（成果）報告ができる団体であること。

(対象事業)

第3条 補助となる対象事業は次のとおりとする。

- (1) 町民満足度が高まり、具体的な効果や成果が期待できる事業
- (2) 先進性、先駆性等の工夫やアイデアがあり、新しい視点からの取組みである事業
- (3) 新たに取り組む事業であること。ただし、既に実施している事業の質を向上させるものは可能とする。

(対象経費)

第4条 補助金交付の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、事業に直接必要な次に掲げる経費とする。また、対象経費となるかどうかについては、個別に経費の内容を審査して決定するものとする。

- (1) 報償費、旅費、消耗品費、燃料費、印刷製本費、通信費、手数料、保険料、使用料及び賃借料
- (2) その他町長が認める経費

2 次の経費は対象外経費とする。

- (1) 人件費、団体運営に関する経常的な経費、食糧費（親睦費）、備品（事業実施に特に必要と認めた備品は除く。）
- (2) 事業実施に直接関係しない経費

(補助金の期間及び額)

第5条 補助の期間は原則単年度とする。但し、継続事業と町長が認めた場合は2か年を上限に複数年度も可能とする。

2 補助金の額は、対象経費の4分の3以内とし採択1事業100万円を限度に予算の範囲内で補助する。(千円未満切り捨て)

(申請)

第6条 応募団体は、町長が定める期間内に次に掲げる書類を添付の上、かつうらみらい創生事業申請書(様式第1号)を町長に提出しなければならない。

(1) 計画書(目的、事業内容、スケジュール及び効果等が記載されたもの)(別紙1)

(2) 収支予算書(別紙2)

(3) 構成員の名簿(氏名、住所、連絡先等が記載されたもの)(別紙3)

(4) その他町長が必要と認める書類

(担当課の決定)

第7条 町長は、応募団体から前条の書類の提出があったときは、当該公募事業に係る担当課(以下「担当課」という。)を決定し、かつうらみらい創生事業担当課決定通知書(様式第2号)により応募団体に通知するものとする。

(事前協議)

第8条 かつうらみらい創生事業担当課決定通知書を受けた応募団体は、当該応募事業を実施する上での課題等について、担当課と事前協議を行わなければならない。

2 前項の事前協議について、応募団体及び担当課は、対等な立場で協議し、公募事業を実施する上での課題等の解決を図るよう努めなければならない。

3 企画総務課は、第1項の事前協議の進行について、必要な支援を行うものとする。

(事前協議後の修正)

第9条 応募団体は、担当課との事前協議の結果、当初申請した公募事業の内容を修正する場合は、当該修正に関する書類を速やかに修正し、町長に提出しなければならない。

(担当課の所見)

第10条 担当課は、公募事業を実施する上での課題等について、別に定める所見書を作成しなければならない。

(かつうらみらい創生事業選定委員会の設置)

第11条 この要綱に基づく補助金の交付を適正かつ円滑に行うため、かつうらみらい創生事業選定委員会(以下「選定委員会」という。)を設置する。選定委員会の構成員は、別に定める。

(選定委員会による評価)

第12条 町長は、第6条又は第9条の書類及び第10条の所見書の提出を受けたときは、応募団体の採択の可否について判断するため、選定委員会の意見を聴くものとする。

2 選定委員会は、前項の申請書の内容について評価し、その結果を町長に報告しなければならない。

3 選定委員会は、応募団体に対し、申請書の内容について説明を求めることができる。

(採択の決定)

第13条 町長は、前条第2項の結果を基に、応募団体の採択の可否について決定するものとする。

2 町長は、前条の決定を、かつうらみらい創生事業採択(不採択)通知書(様式第3号)により該当団体に通知するものとする。

(活動団体の公表)

第14条 町長は、公募事業の採択を受けた団体(以下「採択団体」という。)の名称、事業の名称、内容等を広報紙その他の方法により公表するものとする。

(申請の取り下げ)

第15条 公募事業を申請したものは、第13条第2項による通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の採択の内容等に不服のある場合は、当該通知書を受けた日から起算して10日を経過する日までに、申請を取り下げることができる。

2 前項の規定による申請の取り下げがあった場合は、当該申請に係る公募事業の採択はなかったものとする。

(情報変更による決定の取消等)

第16条 町長は、創生事業の採択を決定した場合において、その事情の変更により特別の必要が生じた場合は、事業の採択の全部又は一部を取り消すことができる。

(状況報告等)

第17条 町長は、必要があると認めるときは、採択団体に対し事業の遂行状況について、報告を求めることができる。

2 町長は、採択団体が提出する報告書等により、公募事業採択の内容又は条件に従って遂行されていないと認めるときは、当該公募事業の停止又は取消しをすることができる。

(補助金の申請)

第18条 採択団体は、事業開始前に、かつうらみらい創生事業補助金交付申請書(様式第4号。以下「申請書」という。)に必要書類を添えて町長に提出しなければならない。

(補助金の決定通知)

第19条 町長は、前条の申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、要件に適合していると認めるときは、かつうらみらい創生事業補助金交付決定通知書(様式第5号。以下「決定通知書」という。)により申請者に通知するものとする。

(申請内容の変更等)

第20条 前条の決定通知書を受けた者(以下「被交付決定団体」という。)が、次に掲げる事項のいずれかについて変更しようとするとき、又は事業を中止しようとするときは、あらかじめかつうらみらい創生事業補助金変更・中止承認申請書(様式第6号。以下「変更申請書」という。)にその内容が確認できる必要書類を添え町長に提出し、変更又は中止について承認を受けなければならない。

(1) 申請内容の重要な変更に関わるとき。ただし、交付決定額に変更が無く、事業費の3割以内の変更は除く。

(2) 第3条で規定する補助金の交付の要件等に関わること。

(3) 決定通知書の交付の条件に抵触すること。

2 町長は、前項の変更申請書を承認したときは、かつうらみらい創生事業補助金変更承認決定通知書(様式第7号)により、被交付決定団体に通知するものとする。

(実績報告)

第21条 被交付決定団体は、事業を完了した日から30日以内又は当該年度の年度末のいずれか早い日までに、かつうらみらい創生事業補助金実績報告書(様式第8号。以下「実績報告書」という。)に必要書類を添えて町長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第22条 町長は、前条の実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、要件に適合していると認めるときは、補助金の額を確定し、かつうらみらい創生事業補助金交付確定通知書(様式第9号以下「確定通知書」という。)により、被交付決定団体に通知するものとする。

(補助金の支払)

第23条 補助金は、被交付決定団体の請求により交付するものとする。

(補助金の概算払)

第24条 町長は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助金の全部又は一部を概算払により交付することができるものとする。

(庶務)

第25 この要綱に基づく公募事業に関する事務は、企画総務課及び担当課において処理する。

附 則

1. この要綱は、平成 28 年 5 月 1 日から施行する。
2. この事業の募集は、平成 28 年 5 月から平成 31 年 6 月末とする。
3. この要綱は、平成 32 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

様式第1号（第6条関係）

平成 年 月 日

勝浦町長 殿

郵便番号 〒
住所
団体名
代表者氏名
(連絡先TEL)

かつうらみらい創生事業申請書

かつうらみらい創生事業補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 事業名

2 事業の実施期間

平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

3 事業費

| | |
|-------|---|
| 総事業費 | 円 |
| 補助金 | 円 |
| 自己負担金 | 円 |

4 提出書類

- (1) 事業計画書 別紙1のとおり
- (2) 収支予算書 別紙2のとおり
- (3) 構成員の名簿 別紙3のとおり
- (4) その他、事業をPRするための資料

別紙 1

事業（変更）計画書

1 事業の目的等

| | |
|-------------|---------------|
| 事業名 | |
| 事業主体 | |
| 事業の趣旨 目的 | テーマ（主題）「 」 |

2 事業計画 ※具体的に記入すること

| 実施日時 | 実施箇所 | ※事業内容 |
|------|------|-------|
| | | |

3 事業の効果

| |
|--|
| |
|--|

別紙 2

収 支 (変更) 予 算 書

収入の部

(単位 円)

| 項 目 | 予算額 | (変更額) | 備 考 |
|-----|-----|-------|-----|
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| 合 計 | | | |

支出の部

(単位 円)

| 項 目 | 予算額 | (変更額) | 備 考 |
|-----|-----|-------|-----|
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| 合 計 | | | |

様式第2号（第7条関係）

勝企第 号
平成 年 月 日

殿

勝浦町長 印

かつうらみらい創生事業担当課決定通知書

平成 年 月 日付けで申請のあった事業に係る担当課を次のとおり決定をいたしましたので通知します。

1 事業名

2 担当課

| 区分 | 主管課 | 関係課 | 関係課 |
|-----|-----|-----|-----|
| 課名 | | | |
| 係名 | | | |
| 連絡先 | | | |

3 事前協議について

申請事業の事業内容等について上記主管課及び関係各課の担当者同席のうえ事前協議を行ってください。

事前協議の結果、当初提出した書類を修正した場合には、修正後の書類を再提出して下さい。

様式第3号（第13条第2項関係）

勝企第 号
平成 年 月 日

殿

勝浦町長 印

かつうらみらい創生事業採択（不採択）通知書

平成 年 月 日付けで交付申請のあった事業については、次のとおり採
択（不採択）としたので通知します。

- 1 事業名
- 2 交付予定額
- 3 条件（採択の場合のみ記入）
- 4 不採択の理由（不採択の場合のみ記入）

様式第4号（第18条関係）

平成 年 月 日

勝浦町長 殿

郵便番号 〒
住所
団体名
代表者氏名
(連絡先TEL)

かつうらみらい創生事業補助金交付申請書

かつうらみらい創生事業補助金交付要綱第18条の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 事業名

2 交付申請額 金 円

3 関係書類

- (1) 事業計画書 別紙1のとおり
- (2) 収支予算書 別紙2のとおり
- (3) 構成員の名簿 別紙3のとおり
- (4) 誓約書 別紙4

4 その他

事業の完了予定 平成 年 月 日

誓 約 書

私

当団体

は、補助事業の交付申請にあたり次の 1 及び 2 のいずれにも該当しません。将来においても該当することはありません。補助事業の交付決定後に 1 及び 2 に該当することが判明したとき、無催告で交付決定の取り消しをされても異議ありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

1 補助金交付の相手方として不適切な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時補助金交付決定を受ける事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他補助事業に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 補助金交付の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて会計課長等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行なう者

平成 年 月 日

勝浦町長 殿

住所（又は所在地）

社名又は代表者名 署名（自書）

※ 個人の場合は生年月日を記載すること。

※ 法人の場合は商業登記簿の写し（役員の生年月日を付記）を添付すること。

様式第5号（第19条関係）

勝浦町指令企第 号
平成 年 月 日

殿

勝浦町長 印

かつうらみらい創生事業補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付けで交付申請のあった、かつうらみらい創生事業補助金については、次のとおり決定したので、かつうらみらい創生事業補助金交付要綱第19条の規定により通知します。

1 交付決定額

金 円

2 交付の条件等

- (1) この補助金の使用については、勝浦町財務規則、勝浦町住まい応援事業補助金交付要綱を厳守すること。
- (2) 町監査委員の要求があったときは、必要な書類を提出し、その監査を受けること。
- (3) 補助事業にかかる収入及び支出を明らかにした証拠書類を備え、かつ、その収入及び支出についての証拠書類を補助事業完了後5年間整理保存すること。
- (4) 補助事業完了後は、すみやかに事業実績報告書、収支決算書を提出すること。
- (5) 申請内容に変更がある場合は速やかに報告すること。

様式第6号（第20条関係）

平成 年 月 日

勝浦町長 殿

申請者

郵便番号 〒 -

住 所

氏 名

印

電話番号

かつうらみらい創生事業補助金 変更・中止 承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた
かつうらみらい創生事業について、次のとおりその内容等を変更・中止したいので、
かつうらみらい創生事業補助金交付要綱第20条の規定により、次のとおり申請しま
す。

1 補助金申請内容の変更

(1) 事業名

(2) 交付決定額 金 円

変更交付申請額 金 円

(3) 関係書類

- ・事業変更計画書 別紙1のとおり
- ・収支変更予算書 別紙2のとおり
- ・その他必要に応じて変更内容を説明する書面

2 補助事業の中止

中止の理由

様式第7号（第20条関係）

勝企第 号
平成 年 月 日

殿

勝浦町長 印

かつうらみらい創生事業補助金変更承認決定通知書

平成 年 月 日付け勝浦町指令企第 号で通知したかつうらみらい創生事業補助金については、次のとおり変更を決定したので、かつうらみらい創生事業補助金交付要綱第20条第2項の規定により通知します。

1 変更決定額

金 円

2 計画変更の内容

3 条件

様式第8号（第21条関係）

平成 年 月 日

勝浦町長 殿

郵便番号 〒

住 所

団 体 名

代表者氏名

印

実 績 報 告 書

平成 年 月 日付け第 号で補助金の交付決定を受けたかつうらみらい創生事業補助金について、次のとおり完了したので、かつうらみらい創生事業補助金交付要綱第21条の規定により、関係書類を添えて報告します。

1 事業名

2 補助金の交付の指令番号

平成 年 月 日 付け勝浦町指令企第 号

3 添付書類

(1) 事業報告書 別紙5のとおり

(事業内容の説明では、写真等事業の内容がわかるものを添付して下さい。)

(2) 収支決算書 別紙6のとおり

(収入及び支出を証明する伝票（領収書写し等）を添付のこと)

別紙5

事業報告書

1 事業の成果

| | |
|-------|---------------|
| 事業名 | |
| 事業主体 | |
| 事業の効果 | テーマ（主題）「 」 |

2 事業実績 ※具体的に記入すること

| 実施日時 | 実施箇所 | ※事業内容 |
|------|------|-------|
| | | |

別紙 6

収 支 決 算 書

収入の部

(単位 円)

| 項 目 | 予算額 | 決算額 | 備 考 |
|-----|-----|-----|-----|
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| 合 計 | | | |

支出の部

(単位 円)

| 項 目 | 予算額 | 決算額 | 備 考 |
|-----|-----|-----|-----|
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| 合 計 | | | |

様式第9号（第22条関係）

勝企第 号
平成 年 月 日

殿

勝浦町長 印

かつうらみらい創造事業補助金交付確定通知書

平成 年 月 日付けで実績報告のあったかつうらみらい創造事業補助金については、次のとおり確定したので、かつうらみらい創造事業補助金交付要綱第22条の規定により通知します。

1 交付決定額

金 円